

福岡県公報

令和 2 年 7 月 28 日
第 122 号

目 次

告 示 (621号 - 634号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	2
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) ……………	2
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) ……………	3
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) ……………	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	5
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	5
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	6
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) ……………	6
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	7
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	7
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定	(介護保険課) ……………	7

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	8

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) ……………	9
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) ……………	10
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課) ……………	10
○令和 2 年度福岡県家畜商講習会の開催	(畜 産 課) ……………	10
○大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	11

公安委員会

○駐車監視員資格者講習の実施について	(警察本部交通指導課) ……………	12
--------------------	-------------------	----

告 示

福岡県告示第621号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第224号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 2 年 7 月 28 日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松崎四丁目 - 2	福岡市東区松崎四丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
名島五丁目 - 2	福岡市東区名島五丁目及び松崎四丁目（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する

福岡県告示第622号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第225号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松崎四丁目-2	福岡市東区松崎四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
名島五丁目-2	福岡市東区名島五丁目及び松崎四丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第623号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	2年9月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	若宮コミュニティセンター「ハートフル」	宮若市
	2年9月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	生涯学習センター「宮若リコリス」	
	2年9月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	生涯学習センター「宮若リコリス」	
	2年9月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	小竹町総合福祉センター	小竹町
	2年9月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	鞍手町総合福祉センター くらじの郷	鞍手町
	2年9月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	鞍手町総合福祉センター くらじの郷	
	2年9月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	鞍手町総合福祉センター くらじの郷	
	2年9月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	中間市中央公民館	中間市
	2年9月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	中間市中央公民館	
	2年9月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	直方市
	2年9月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	
	2年9月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	
	2年9月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	
2年9月24日から 2年11月23日まで	左欄の間に行う検査については、宮若市、小竹町、鞍手町、中間市及び直方市と協議の上、指示する。		宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	2年9月24日から 2年11月23日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	2年9月24日から2年11月23日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市
--	---------------------	---------------------------------------	---------------------------------

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	2年9月24日から2年12月23日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市

福岡県告示第624号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）	2年9月24日	10：00～12：00 13：00～15：00	山川市民センター	みやま市
	2年9月25日	10：00～12：00 13：00～15：00	みやま市消防本部	

除く。）分銅及びおもりの検査	2年9月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	みやま市消防本部	みやま市 柳川市 大牟田市 大川市
	2年9月29日	10：00～12：00 13：00～15：00	まいピア高田	
	2年10月5日	10：00～12：00 13：00～15：00	柳川市城内コミュニティ防災センター	
	2年10月6日	10：00～12：00 13：00～15：00	柳川市城内コミュニティ防災センター	
	2年10月7日	10：00～12：00 13：00～15：00	柳川市大和生涯学習センター	
	2年10月8日	10：00～12：00 13：00～15：00	柳川市三橋生涯学習センター	
	2年10月9日	10：00～12：00 13：00～15：00	柳川市城内コミュニティ防災センター	
	2年10月12日	10：00～12：00 13：00～15：00	大牟田市民体育館	
	2年10月13日	10：00～12：00 13：00～15：00	大牟田市民体育館	
	2年10月14日	10：00～12：00 13：00～15：00	大牟田市民体育館	
	2年10月15日	10：00～12：00 13：00～15：00	大牟田市民体育館	
	2年10月19日	10：00～12：00 13：00～15：00	大川市役所	
	2年10月20日	10：00～12：00 13：00～15：00	大川市役所	
	2年10月21日から2年12月20日まで	左欄の間に行う検査については、みやま市、柳川市、大牟田市及び大川市と協議の上、指示する。		
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）分銅及びおもりの検査	2年10月21日から2年12月20日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級	2年10月21日から2年12月20日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		

のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査			
----------------------------------	--	--	--

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	2年10月21日から3年1月20日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		みやま市 柳川市 大牟田市 大川市

福岡県告示第625号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	2年10月26日	10：00～12：00 13：00～15：00	あんずの里	福津市
	2年10月27日	10：00～12：00 13：00～15：00	津屋崎行政センター	
	2年10月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	福津市役所	
	2年10月29日	10：00～12：00 13：00～15：00	福津市役所	

	2年10月30日	10：00～12：00 13：00～15：00	福津市役所	
	2年11月2日	10：30～12：00 13：00～14：00	宗像市大島行政センター	宗像市
	2年11月4日	10：00～12：00 13：00～15：00	海の道むなかた館	
	2年11月5日	10：00～12：00 13：00～15：00	海の道むなかた館	
	2年11月9日	10：00～12：00 13：00～15：00	宗像市役所	
	2年11月10日	10：00～12：00 13：00～15：00	宗像市役所	
	2年11月11日	10：00～12：00 13：00～15：00	宗像市役所	
	2年11月12日	10：00～12：00 13：00～15：00	宗像市役所	
	2年11月13日から3年1月12日まで	左欄の間に行う検査については、福津市及び宗像市と協議の上、指示する。		
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	2年11月13日から3年1月12日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		福津市 宗像市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	2年11月13日から3年1月12日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		福津市 宗像市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検で	2年11月13日から3年2月12日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		福津市 宗像市

きない非自動はかり、分銅及びおもりの検査			
----------------------	--	--	--

福岡県告示第626号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
若久町三丁目(c)-1	京都郡苅田町若久町三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
若久町三丁目(c)-2	京都郡苅田町若久町三丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第627号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

若久町三丁目(c)-1	京都郡苅田町若久町三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
-------------	------------------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面は苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第628号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字中川底720の3
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第629号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字天和665の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第630号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字福井字五駄1465の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第631号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

なお、この告示をもって、保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（令和2年7月福岡県告示第575号）は取り消す。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
朝倉市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、朝倉市（次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第632号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
京都郡みやこ町勝山上矢山字清水1374、1375、字峠筋1444の2
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字清水1374・1375・字峠筋1444の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第633号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字馬場1129
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第634号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定により次のように公示する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

事務所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指 定 年月日	受託事務 の種類	居宅 サービ ス等の 提供の 有無

ハピリィかすや合同会社 糟屋郡粕屋町戸原東一丁目2番地1-1107号福岡東ザ・パーク	ハピリィかすや合同会社 糟屋郡粕屋町戸原東一丁目2番地1-1107号福岡東ザ・パーク	伊藤 佳子 昭和29年12月17日 糟屋郡粕屋町戸原東一丁目2番地1-1107号福岡東ザ・パーク 代表社員	令和2年7月15日	要介護認定調査事務	無
---	---	--	-----------	-----------	---

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 イオンモール福岡

(2) 所在地 糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 イオンモール福岡

(2) 所在地 糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドン・キホーテ那珂川

(2) 所在地 那珂川市片縄四丁目31番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 久留米OMプラザ
 (2) 所在地 久留米市御井旗崎一丁目1220番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス宇美町
 (2) 所在地 糟屋郡宇美町光正寺二丁目4478番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 意見なし

公告

宮若市中土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
安永正邦	宮若市黒丸1448番地
安永清隆	宮若市黒丸112番地

吉田光信	宮若市宮永699番地
篠崎達男	宮若市宮永741番地
有田東彦	宮若市稲光171番地1
豊福進午	宮若市稲光68番地1
仲光辰夫	宮若市稲光1097番地
松尾善美	宮若市稲光1210番地2
仲光國廣	宮若市稲光1125番地
森田富康	宮若市平879番地
奥村勇二郎	宮若市平868番地1
花田敏彦	宮若市高野437番地
澄川義光	宮若市竹原420番地
浦邊正文	宮若市竹原396番地1

2 退任監事

氏名	住所
古野信義	宮若市宮永616番地1
柴田丹一	宮若市稲光630番地
安藤紫朗	宮若市平249番地4

3 就任理事

氏名	住所
安永正邦	宮若市黒丸1448番地
安永清隆	宮若市黒丸112番地
安河雅詞	宮若市宮永571番地
篠崎達男	宮若市宮永741番地
有田東彦	宮若市稲光171番地1
豊福進午	宮若市稲光68番地1

仲光辰夫	宮若市稲光1097番地
松尾善美	宮若市稲光1210番地2
仲光國廣	宮若市稲光1125番地
森田富康	宮若市平879番地
奥村勇二郎	宮若市平868番地1
花田敏彦	宮若市高野437番地
谷口省悟	宮若市竹原445番地

4 就任監事

氏名	住所
野口元	宮若市宮永81番地2
柴田丹一	宮若市稲光630番地
安藤紫朗	宮若市平249番地4

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
宮若市中土地改良区	令和2年7月13日

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4

の4の規定により次のように公示する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 特約業者の氏名又は名称
株式会社相光エネルギーセントレア
- 主たる事務所又は事業所の所在地
みやま市瀬高町下庄1616
- 特約業者の指定取消年月日
令和2年7月1日

公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、令和2年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

- 講習の目的
家畜の取引の業務に必要な知識の習得を図る。
- 講習の対象者
家畜の取引の業務を行うため家畜商免許を必要とする者
- 開催日時及び場所

日時		場所
令和2年10月21日 (水曜日)	午前9時00分～ 午後5時00分	福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎8階801会議室
令和2年10月22日 (木曜日)	〃	

4 講習科目

科目	時間
家畜の取引に関する法令	4

家畜の品種及び特徴	4
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6

5 受講手続

(1) 提出書類

ア 家畜商講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）

必要事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きのもの）を所定の位置に貼付すること。

イ 6の講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写し

(2) 提出先

福岡県農林水産部畜産課中小家畜係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(3) 提出期限

令和2年10月6日（火）

(4) 受講申込書の配付

農林水産部畜産課又は福岡県の農林事務所で配付する。

(5) 受講手数料

3,100円（福岡県領収証紙によること。）

講習会第1日目の受付手続時に提出すること。

(6) 講習会の受付

講習会第1日目の午前8時30分から午前9時までに講習会会場受付に受講手数料3,100円（福岡県領収証紙によること。）を持参し、受付手続を済ませること。なお、講習会開始後は受け付けない。

6 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。なお、講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許

証の写しを家畜商講習会受講申込書に添付し、提出すること。

7 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 受講者は、筆記用具を持参すること。

(2) 講習会で使用するテキスト「最新版家畜取引の知識」は、講習会当日に講習会会場受付においてあっせんする（実費3,500円程度）。

(3) 受講手続その他の手続についての問合せは、農林水産部畜産課又は福岡県の農林事務所に対して行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年7月28日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年7月1日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ツルハドラッグ江頭エーザイ店

(2) 所在地 大川市大字幡保157番 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
店舗建物南西側	14台	店舗建物南側	14台
合計	14台	合計	14台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	収容台数
建物北側	27㎡	建物北側	27㎡
建物東側	27㎡	建物東側	27㎡
建物南東側	27㎡	建物南東側	27㎡
合計	81㎡	合計	81㎡

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
位置	箇所	位置	箇所
敷地南東側	1箇所	敷地南東側	1箇所
敷地南側	1箇所	敷地南側	1箇所
敷地南側	1箇所		
敷地南西側	1箇所		
合計	4箇所	合計	2箇所

公安委員会

福岡県公安委員会告示第165号

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

令和2年7月28日

福岡県公安委員会

1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

	講習期日	講習時間	講習場所
講義	令和2年9月17日（木）及び 同年9月18日（金）の2日間	午前9時00分 午後5時30分	福岡市博多区吉塚本町 13番55号 博多サンヒルズホテル

修了
審査

令和2年9月24日（木）

午前9時00分
午後0時00分

2 申込み受付期間

令和2年7月28日（火）から令和2年8月27日（木）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時00分から午後4時00分までの間

3 申込み場所

福岡県警察本部交通部交通指導課及び福岡県内の警察署（交番、駐在所等では受理しない。）

4 申込みに必要な書類等

(1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

上記申込み場所で交付を行うほか、福岡県警察ホームページからも印刷可能

(2) 写真 1枚（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大）

(3) 運転免許証、パスポート等の身分証明書

5 講習受講手数料

20,000円（申込み時に福岡県領収証紙により納付）

6 申込み要領等

(1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参の上、受講者本人が行うこと。

代理人が受講申込みを行うこともできるが、その場合は、受講者本人の委任状及び受講者の身分証明書の写しを併せて持参すること。

(2) 受講可能人員は30人であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。

(3) 申込み受付後、福岡県警察本部交通部交通指導課から受講者宛に駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

7 留意事項

- (1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。
- (2) 上記(1)に規定する欠格事由
- ア 18歳未満の者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - エ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - キ 精神機能の障がいにより確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者
- (3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。
- 8 その他
- (1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。
 - (2) 講習会場への自家用車による来場を禁止する。
 - (3) 講習の詳細については、福岡県警察本部交通部交通指導課（取締企画第二係（電話092-641-4141内線5125））に問い合わせること。